

【資料1】入札説明書に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所			質問	回答
		頁	項			
1	事業の予定価格	4	第2	8	本事業の予定価格は17,955百万円、施設整備業務費用相当額の上限は、9,863百万と公表されておりますが、維持管理・医療関連サービス業務・その他業務等の内訳を公表して頂くことは可能でしょうか。	予定価格について、維持管理・医療関連サービス業務等の内訳の公表は予定しておりません。
2	事業の予定価格	4	第2	8	各業務(施設整備業務、維持管理業務、医療関連サービス業務)のサービス対価の比率について、どのように想定されているでしょうか？ 予定価格の内訳をご教示ください。	
3	入札参加者等の構成	4	第3	1 (3)	様式集にもあるとおり、自動販売機運營業務、コインランドリー運營業務などを行う協力企業についても、入札時に選定を終えて明示する必要があるのは、事業開始が3年後で不確定要素が大きいため、事業の柔軟性を欠いてしまうおそれもあると料します。これらの業務(上記2業務に限らない)については、提案時には未定とし、落札後に病院機構様と協議の上、決定するということとしてはいただけないでしょうか？	植栽管理業務、電話交換業務、売店運營業務、自動販売機運營業務、コインランドリー運營業務、喫茶運營業務については提案時点で協力企業が決まっていなくても構いません。その場合、入札書類の提出時点では代表企業を担当企業欄に記載し、業務を担当する企業が未定であることを明らかにし、適切な時期に協力企業を選定し、構成員等の変更届(様式14-2)を提出してください。当該箇所を訂正します。[別紙1]を参照してください。
4	入札参加表明書等の提出日以降の取り扱い	10	第3	4 (2)	落札者の決定の日の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合でも、基本協定書を維持し、事業契約書を締結する場合もあるということでしょうか？ また基本協定書締結前に入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合はどのような対応となるのでしょうか？	前段について、第3の4(2)に示すとおり、入札参加資格を満たさなくなった入札参加者等が構成員又は協力企業である場合、当該資格喪失企業の変更等により事業契約を締結することもあります。後段についても同様です。
5	入札等のスケジュール	10	第4	2	病院機構側の意図と事業者側の提案内容の齟齬を避けるため、入札前に病院の関係者(事務局・医務局・看護部・中央診療部門等)との意見交換会等の開催はお考えでしょうか。	特に考えておりません。
6	入札等のスケジュール	11	第4	2	12月上旬に落札者決定後、下旬までに基本協定の締結、1月末までにSPCを設立となっておりますが、実質年末から年始にかけて各種手続きが繁忙、混雑することが想定されます。12月下旬の基本協定締結を1月中旬に、SPC設立を2月上旬とさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
7	入札等のスケジュール	10	第4	2	①今回の質疑回答以降本入札に関する質疑事項が出た場合はどのようにご対応いただけるのでしょうか。②今回7月上旬に回答いただいく事項に関する質疑についても再度質問が提出可能でしょうか。	提案書の記載方法などについて、質問を受け付ける予定です。詳細の日程は病院機構のホームページにて公表します。
8	入札説明書等に関する質問の受付	12	第4	5	入札説明書等に関して、質問を行えるのは今回限りなのでしょうか？ 提案書の作成等、事業内容を精査していく段階で生じた疑問点については、どのように対応していただけるのでしょうか？	No.7を参照してください。
9	入札書類の提出方法	13	第4	7 (3)	事業提案書関係提出書類及び事業提案書の概要(公表用)についてはデータ提出することありますが、データ形式はPDF形式と考えてよろしいでしょうか。	各様式のデータ形式については、様式集Ⅲ2(2)を参照してください。
10	プレゼンテーションの実施	16	第5	3	ヒアリングをスムーズに進める為にも、事前にヒアリングの内容等ご指示いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	特に指示することはありません。
11	プレゼンテーションの実施	16	第5	3	プレゼンテーションにおいて、具体的にどの程度(内容・ボリューム)の資料、時間、日程等、詳細な通知はいつ頃いただけるのでしょうか。	提案書受付後、日程調整のうえ連絡します。

【資料1】入札説明書に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所			質問	回答
		頁	項			
12	基本協定の締結	17	第7	1	基本協定の締結は落札者決定から14日以内とありますがこれは土日、休日も含められるとの理解でよろしいでしょうか。また公表から基本協定締結までの間に機構と事業者とで協議・内容の確認の機会を設けて頂けるとの理解で宜しいですか。	前段については、土日、休日も含め14日以内に基本協定を締結することを予定しています。後段については、基本協定書案の条件を変更しない範囲で、機構と事業者とで認識を統一するための確認の機会を設けることを想定しています。
13	SPCの設立等	17	第7	2	『参加企業又は参加グループの代表企業及び構成員は、事業期間中、当該SPCの株式を保有すること。』とありますが、基本協定書案等に記載のとおり、やむを得ない事由により、株式の譲渡及び譲渡に伴う出資構成の変更を行う必要が生じた場合は、病院機構様の承認を得た上で、当該譲渡及び出資構成の変更は可能であるとの理解でよろしいでしょうか？	基本協定書案に示すとおり、事前の病院機構による書面による承諾がある場合においては、株式の譲渡等が可能です。
14	契約保証金等	17	第7	3 (2)	①契約保証金の納付に代わる保証として銀行または「契約担当者が確実と認める金融機関の保証」とありますが、保証事業会社の「契約保証」もこれに含まれると解して問題ないでしょうか？ なお、上記「契約保証」については大阪府会計規則において契約保証金に代わる担保措置として認められており、国および地方公共団体が発注する公共工事の履行保証手段として広く認められております。 ②また「SPCを被保険者とする履行保証保険を建設企業が締結した場合は選定事業者の保険金請求権を病院機構のために質権設定することとなっておりますが、保証事業会社の「契約保証」も質権設定することにより同様の機能を有することとなるため、履行保証手段としてより多くの選択肢を設けるためにも「契約保証」の質権設定を上記の取扱に追加していただくことは可能でしょうか？	保証事業会社の「契約保証」は、基本協定書案第7条第5項第3号に示すとおり、契約保証金の納付に代わる保証としても含まれております。なお、建設企業が締結した場合の取り扱いについては、履行保証保険と同様に、病院機構のために質権を設定するなど、必要な措置が取られている場合についてのみ認めることとします。
15	契約保証金等	17	第7	3 (2)	履行保証保険をSPCを被保険者として建設企業が付保し、当該保険金額請求権に質権設定を行う場合、その時期は建設工事請負契約締結時でよろしいでしょうか？	基本協定書案第7条第5項第2号に定めるように、本件病院施設の施工請負者等をして、本件病院施設の設計及び建設に関して、SPCを被保険者とし、履行保証保険契約を締結させ、かつ当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、機構を質権者とする質権を設定する場合は、本件事業契約の締結と同時にを行う必要があります。
16	契約保証金等	17	第7	3 (2)	2007年5月1日付「事業契約書(案)」に対する質問・回答質問No.17、18にて、契約保証金の納付に代わる代替手段の採用可能性につきご回答いただいておりますが、当該代替手段が満たすべき要件等につきましてご明示いただくことは可能でしょうか？	基本協定書案第7条第5項に示しております。
17	契約保証金等	17	第7	3 (2)	維持管理期間中に納付する契約保証金の返還についての記載がありませんが、滞りなく事業が終了した場合は、全額を返還していただけたとの理解でよろしいでしょうか？また想定されている返還時期につきましてご教示ください。	契約保証金の返還金額については、お示しのとおりです。返還時期については、事業期間終了後に返還する予定です。
18	契約保証金等	17	第7	3 (2)	維持管理期間中の契約保証金の額は、施設整備期間中の契約保証金の額を下回ることが想定されますが、当該差額を維持管理期間開始日に病院機構様から返還していただけたとの理解でよろしいでしょうか？	お示しのとおりです。
19	契約保証金等	17	第7	3 (2)	維持管理期間中における契約保証金の納付以外の方法として履行保証保険における方法も検討中です。このような方法も提案可能でしょうか。	契約保証金は、本契約の確実な履行を担保するための保証金であるため、原則として契約保証金として納付していただくことが望ましいと考えております。ただし、履行保証保険により契約保証金を納付するのと同様の効果が確保されるのであれば、当該保険の採用が可能となる場合があります。事業契約書案を訂正します。[別紙1]を参照してください。

【資料1】入札説明書に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所			質問	回答
		頁	項			
20	別紙2 入札の無効	20	第5条	(8)	入札参加資格の「本入札の参加資格がある旨の確認通知書」は、平成19年10月17日病院機構様より通知される「入札参加資格確認通知」でしょうか。そうであれば、19年10月10日の入札書類の提出日には写し提出できないのですが。	本項を削除します。[別紙1]を参照してください。
21	別紙3 不動産取得税が非課税となるための条件	22	2	①	所有権に関する条文(案)の第1項に『発注者は、(中略)特定目的会社であり、(以下略)』とありますが、本事業のSPCは特別目的会社と記載するほうが適当と思われます。	当該箇所を訂正します。[別紙1]を参照してください。